

平成 23 年 1 月 4 日

各 位

株式会社 みなと銀行

## 「中国向け人民元建て送金」の実施について

株式会社 みなと銀行（頭取 尾野俊二）は、このたび中国との貿易決済業務にかかるお取引先企業の中国人民元建て送金を初めて実施しましたのでお知らせいたします。

人民元建て貿易決済業務は、平成22年6月に中国当局が発表した規制緩和措置を受け、みなと銀行としては11月22日に取扱を開始いたしました。取扱開始以降、中国企業と貿易取引を行っているお客さまからの問合せが増加しております。

みなと銀行は、県下最大規模の店舗ネットワークを持つ金融機関として、ビジネスの国際化の進展に伴い多様化する地域のお客さまのニーズにお応えするため、今後とも様々な金融サービスの提供に努めてまいります。

### 「中国向け人民元建て送金」の取組概要

実施日	平成 22 年 12 月 28 日
実施会社	光明貿易株式会社（兵庫県神戸市）
取組内容	中国よりの仕入資金を人民元建て送金

### 【ご参考】人民元建て貿易決済業務について

- ・ 取扱可能業務
  - (1) 人民元建て外国送金（仕向送金、被仕向送金）
  - (2) 人民元建て輸入信用状開設、人民元建て輸出手形取立
  - (3) 貿易決済を目的とした人民元建て外貨普通預金口座開設

- ・ 利用にあたっての注意点

現状、仕向送金は中国国内で人民元建て取引を認められた企業との貿易決済に限り取扱ができるなど、中国政府等の諸規制がありますので、お取引相手（中国企業）に十分ご確認いただきますようお願い致します。また、お取引を行なうには様々な条件がございます。詳しくは、お取引店にご相談下さい。

以上

本件に関するお問い合わせ先  
企画部 調査広報室 中島 TEL:078-333-3247